

農作物共済損害防止事業 狩猟（わな猟）免許取得促進対策事業助成基準

有害鳥獣駆除者の確保及び地域における鳥獣害駆除の強化を図り、当該鳥獣による農作物共済（水稻）の被害を防止するため、わな猟免許取得等に要する費用の一部を助成する。

1. 交付対象

- (1) 令和3年産水稻共済加入者または収入保険（水稻共済加入資格者）加入者（以下、「交付対象者」という。）に対して助成する。
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条に規定するわな猟免許を新規に取得した者に対し、当該免許の取得等に要する費用の一部（以下「交付対象経費」という。）を助成するものとする。
ただし、他団体（国、県、市町、自治会等）から受ける助成がある場合は、その助成額を差し引いた額とする。

2. 交付条件

- (1) 交付対象者による申請は、交付申請期間中1回とし、助成金交付申請書（様式7）に必要事項を記入し、領収書の写しを添えて交付申請期間内に組合へ提出する。なお、領収書の支払者名については、交付対象者の家族でも可とする。
- (2) 交付申請期間は、令和3年7月1日から令和3年9月30日までとする。

3. 交付基準

- (1) 交付対象経費は、初心者狩猟免許取得予備講習会における受講料（テキスト代含）のみとする。
- (2) 交付対象者1人当たりの助成金の額は13,000円を限度とし、予算の範囲内で按分する場合でも13,000円を限度として按分するものとする。
なお、按分された交付額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (3) 他団体からの助成があるため自己負担部分のみの領収書となる場合は、助成金交付申請書（様式7）へ自己負担額等を記入するものとし、当該団体へ当組合から確認するものとする。